

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の九十五
- 二 在職期間が五月以上六月末満の場合 六月に支給するときは百分の六十八、十二月に支給するときは百分の七十六
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の五十一、十二月に支給するときは百分の五十七
- 四 在職期間が三月末満の場合 六月に支給するときは百分の二十五・五、十二月に支給するときは百分の二十八・五

3 (5) 略

別表第一（第三条関係）

給 料 月 額

三四三、九〇〇円

三六一、八〇〇円

四一七、〇〇〇円

	一	級
一	二	号 給

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の八十五
- 二 在職期間が五月以上六月末満の場合 百分の六十八
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十一
- 四 在職期間が三月末満の場合 百分の二十五・五

3 (5) 略

別表第一（第三条関係）

給 料 月 額

三四三、五〇〇円

三六一、四〇〇円

四一六、六〇〇円

	一	級
一	二	号 給

三	二	一	級	別表第二 (第三条關係)	給 料 月 額	三	二
三二一	五四三二一	二一	号 給			四三二一	九八七六五四三二
三八〇、 三七二、 三〇〇円	三六四、 三三六、 二〇〇円	三三九、 三二一、 二〇〇円	三一四、 三〇七、 一〇〇円	二六八、 二七二、 五〇〇円	五一九、 五〇八、 二〇〇円	四九〇、 四八三、 四〇〇円	四五七、 四七七、 三〇〇円
三八〇、 三七二、 三〇〇円	三六四、 三三六、 二〇〇円	三三九、 三二一、 二〇〇円	三一四、 三〇七、 一〇〇円	二六八、 二七二、 五〇〇円	五一九、 五〇八、 二〇〇円	四九〇、 四八三、 四〇〇円	四五七、 四七七、 三〇〇円

三	二	一	級	別表第二 (第三条關係)	給 料 月 額	三	二
三二一	五四三二一	二一	号 給			四三二一	九八七六五四三二
三七九、 三七一、 九〇〇円	三六三、 三三六、 一〇〇円	三三八、 三二一、 七〇〇円	三一四、 三〇六、 七〇〇円	二六八、 二七二、 五〇〇円	五一八、 五〇七、 六〇〇円	四八九、 四八三、 九〇〇円	四五六、 四七六、 六〇〇円
三七九、 三七一、 九〇〇円	三六三、 三三六、 一〇〇円	三三八、 三二一、 七〇〇円	三一四、 三〇六、 七〇〇円	二六八、 二七二、 五〇〇円	五一八、 五〇七、 六〇〇円	四八九、 四八三、 九〇〇円	四五六、 四七六、 六〇〇円

五 四

三八八、
三九三、
九〇〇円

五 四

三八八、
三九三、
四〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の九十

二 在職期間が五月以上六月末満の場合 百分の七十二

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四

四 在職期間が三月未満の場合 百分の一十七

3 ～ 5 略

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の九十五

二 在職期間が五月以上六月末満の場合 六月に支給するときは百分の六十八、十二月に支給するときは百分の七十六

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の五十一、十二月に支給するときは百分の五十七

四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十五・五、十二月に支給するときは百分の二十八・五

3 ～ 5 略